

稲城市立病院院内保育室及び稲城市病児・病後児保育事業 受託者選定のための公募型プロポーザル実施要項

1 プロポーザルの概要

【稲城市立病院院内保育室】

稲城市立病院では、医療体制の充実及び強化に向けて、医師や看護師等の職員の勤務環境を整え、医療従事者の確保及び定着を図るため、本館に隣接（連絡通路あり）した健診・外来棟の 2 階に、平成 24 年 6 月 1 日から院内保育室（認可外保育事業）を開設しています。

医療従事者が安心して働くため、保育サービスは管理運営業務を民間事業者へ委託していますが、令和 6 年 3 月 31 日で委託契約期間が満了となることから、運営受託事業者を公募することとします。

【稲城市病児・病後児保育事業】

稲城市では、仕事と子育ての両立を支援するため、保育サービスの充実を進め、平成 24 年 10 月より稲城市立病院院内保育室の隣室において、病児・病後児保育事業を実施してきました。

稲城市立病院院内保育室業務と併せて、令和 6 年 3 月 31 日で委託契約期間が満了となることから、運営受託事業者を公募することとします。

このプロポーザルは、稲城市立病院院内保育室業務と稲城市病児・病後児保育事業の二つの事業を併せて行う受託希望事業者を公募し、応募事業者を多面的に評価するために実施します。評価項目は本要項の 5 において示します。

2 契約の概要

件名	①稲城市立病院院内保育室運営業務委託	②稲城市病児・病後児保育事業運営委託
契約期間	<p>令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで。</p> <p>本事業に選定された契約予定業者との契約は、稲城市立病院及び稲城市の令和 6 年度予算の議決後に締結するものであり、予算が不成立となった場合は、本事業委託に係る事業者の選定は無効とします。</p> <p>また、2 年度目以降の本件契約にかかる歳出予算の減額又は削除があった場合は、受託者の合意を得ることなく本件契約を変更又は解除することがあります。</p> <p>事業開始までの間に、現受託業者から引き継ぎを受けるとともに、円滑な受託業務の遂行に向けた諸準備を行うこと。なお、当該引き継ぎに要する費用については、新受託業者の負担とします。</p> <p>①については稲城市立病院と、②については稲城市と、3 年間の長期継続契約をします。（※稲城市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に関する運用指針（平成 23 年 7 月 4 日市長決裁）に基づき、条例第 2 条第 3 号に該当する契約（業務の着手前に初期投資を要し、かつ、当該人材等を翌年度以降も使用し続ける必要がある業務）に該当する契約であるため、3 年以内の契約。）</p>	
履行場所	<p>①稲城市立病院院内保育室（稲城市大丸 1171 番地）</p> <p>②稲城市病児・病後児保育室（稲城市大丸 1171 番地）</p>	
施設の概要	<p>地上 2 階、地下 1 階の鉄筋コンクリート造建築物の 2 階部分約 190㎡が保育関係のスペースになります。こちらを使用して院内保育事業と病児・病後児保育事業を実施します。（図面 1 を参照）</p> <p>※事務室、調理室、更衣室等については、院内保育室と病児・病後児保育室で共有です。</p>	

件名	①稲城市立病院院内保育室運営業務委託	②稲城市病児・病後児保育事業運営委託
委託業務	<p>乳幼児の保育及び保育所の運営に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育時間は、基本保育が、原則月曜日から金曜日までの午前7時30分から午後7時30分まで。 ・延長保育は、午後8時30分まで。 ・夜間保育は、週2日、午後4時00分から翌朝午前10時30分まで。 ・一時保育は、月曜日から金曜日までの午前7時30分から午後8時30分まで。ただし、午後8時30分から翌朝午前7時30分までは、夜間保育実施日に限る。 ・定員は14人 (内訳) 0歳児(原則生後4か月から) 5人 (内) 1歳児及び2歳児合わせて9人 *定員枠に空きがある場合、小学校就学前の幼児保育も行う。 *定員枠に空きがある場合、一時保育も行う。 ・給食業務 本館地下1階で調理された食事を保育室まで運び保育児に提供します。 ※調理室では、温める、果物の切り分けなどの簡易な業務を行います。 	<p>(1) 病児・病後児保育に関する業務</p> <p>ア 保育時間は、月曜日から金曜日までの午前8時から午後6時まで。</p> <p>イ 対象者は、児童の保護者が仕事等の理由で家庭での保育又は看護ができない場合で、次のいずれかの要件に該当する、満4か月から小学校3年生までの児童。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病気の回復期に至らない児童で、当面の症状の急変が認められないとき。 ・病気の回復期にあつて、集団保育が困難なとき。 <p>ウ 定員は4人。常時4人が利用できるよう備品等を調えること。</p> <p>(2) 保育室の施設及び設備の維持管理に関する業務</p> <p>※調理業務は、保護者がお弁当等を持参するため必要としないが、温めるなどの簡易な業務を必要とする場合がある。</p> <p>※詳細は別添の仕様書を基本とする。</p>
契約保証金	納付を免除します。	
委託料	<ul style="list-style-type: none"> ・委託料は契約期間中、毎年同額とする。 ・該当月の勤務した保育士の実績に応じて算出した金額を当該月の翌月に支払う。 ・保育の利用予定が無い場合の委託料についても提示すること(至急の連絡先は確保すること)。 なお、勤務表の遅れなど特別な事情により利用予定が生じた場合には可能な限り柔軟に対応すること。 保育体制維持のために委託料の支払いを要する場合は、その必要額を提示すること。 ※令和5年度は現時点で月極利用がない状況です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託料は契約期間中、毎年同額とする。 ・委託契約金額の総額を12分割し、当該額を請求に基づき毎月支払う。ただし毎月の請求がない場合は年度末一括払いとする。 ・委託料とは別に、東京都の補助要綱に基づき、職員の処遇改善に係る経費を支払う。 ・長期間閉所することとなった場合は、委託料の減額についての協議に応じること。
利用料収入	<p>受託者は利用者から1人1日2,000円の利用料を受け取る(その他、市の確認を経て、実費経費の受け取り可能。)</p> <p>ただし、市が利用料の減免を決定した利用者については、1人1日2,000円を市に請求することとする。</p> <p>※稲城市と受託者で減免利用分の支払いについての委託単価契約を別途締結する。</p>	

件名	①稲城市立病院院内保育室運営業務委託	②稲城市病児・病後児保育事業運営委託
資格	<p>(1) 社内保育室、認可保育所、認証保育所、保育室、認定こども園など、子どもに関する施設の運営を平成18年以降継続して5年以上実施した実績を有すること。</p> <p>(2) 院内保育室における保育等の業務に従事する職員は、受託事業者が直接雇用した者を充てることのできることを。</p> <p>【欠格条項】 次のいずれかに該当する事業者は受託事業者となることできません。</p> <p>ア) 代表者、役員又は使用人が刑法第96条の3又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過していない者。</p> <p>イ) 法人又は代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者。</p> <p>ウ) 租税公課を滞納している者。</p> <p>エ) 法人又は代表者が指定暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にあることのほか、契約の相手方としてふさわしくない者。</p> <p>オ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者。</p> <p>カ) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がある者。</p> <p>キ) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225条）等の規程に基づき更生又は再生手続きをしている者。</p>	<p>(1) 病児又は病後児保育に関する施設の運営を継続して3年以上実施した実績を有すること。</p> <p>(2) 保育等の業務に従事する職員は、受託事業者が直接雇用した者を充てることのできることを。</p> <p>【欠格条項】 同左</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・別途業務負担区分一覧を示します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・別途定める要綱等を遵守すること。 ・別途業務負担区分一覧を示します。

3 プロポーザルのスケジュール（令和5年）

項番	手 順	受付期間等（予定）
(1)	案件公表、資料配布 (HP)	公表日から 9 月 29 日 (金)
(2)	質疑書の提出	公表日から 9 月 29 日 (金)
(3)	プロポーザル応募届の提出	公表日から 9 月 29 日 (金)
(4)	質疑の回答	10 月 4 日 (水) 頃
(5)	提案書類の提出	10 月 13 日 (金) まで
(6)	プレゼンテーション、ヒアリング	10 月下旬 ※プレゼンテーション及びヒアリングの時間、場所、注意事項等については、応募者個々に書面で通知します。 ※1 者 20 分程度とします。 ※応募者が 3 者を超えた場合はプレゼンテーション、ヒアリングの前に事前審査 (書類審査) で 3 者を選考します。
(7)	契約候補者の特定、結果通知、結果公表	11 月下旬
(8)	契約内容の調整、確定	12 月中旬

4 応募手続

(1) 参加の手続

ア プロポーザル応募届及び提案書類を、それぞれの提出期間内に、本要項の 8 に記載する提出先に直接持参または郵送してください。

イ 提案書類は、紙のほか、電子データも CD または DVD にて 2 部ご提出ください。

(2) 質疑書の提出

ア 応募届を提出した事業者（以下「応募者」という。）は、委託業務の内容、契約条件等に関して不明な点があるときは、上記スケジュールに記載する質疑書の提出期間中に、質疑の要旨を簡潔にまとめた質疑書を、本要項の 8 に記載するアドレスへ、メールにて提出してください。

イ 原則として、1 応募者 5 項目程度までとします。

ウ 電話や来訪など口頭での質問は受けません。

(3) 質疑の回答

ア 期限内に提出された質疑書を集約して質疑回答書にまとめ、全ての応募者に送付するとともに、稲城市立病院事務部管理課において配付します。やむを得ない事情により回答が遅れる場合は、別途連絡します。

イ 回答内容は、このプロポーザル実施要項等の内容を補完する効力を有するものとします。

5 契約候補者の選定方法

(1) 評価委員会

ア 「院内保育室及び病児・病後児保育業務委託契約候補者選考委員会」において、提出書類の内容、提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングの状況等を評価し、採点します。なお、応募者が3者を超えた場合は書類審査（事前審査）にて上位3者を選定した後にプレゼンテーション、ヒアリング（本審査）を実施します。

イ 評価委員は、以下のとおりとします。

(ア) 稲城市立病院：事務長、管理課長、小児科部長及び看護部長

(イ) 稲城市：子ども福祉部長、子育て支援課長及びおやこ包括支援センター課あそびの広場向陽台担当主幹

(2) 評価の方法

ア プロポーザルの課題、評価項目、配点の標準は下表のとおりとし、各評価項目の得点の合計を各応募者の総得点とします。

イ 事前審査（書類審査）（※応募者が3者を超えた場合のみ）、本審査とも下表に基づき評価します。

提案課題	評価項目(標準)	評価点	換算ウェイト	標準配点
1. 業務方針等	業務実施方針	5	×1.0	20
	業務実施体制	5		
	従業員への教育・研修方針及び方法	5		
	年間事業の計画	5		
2. 事業の安全性・継続性・柔軟性	院内保育、病児・病後児保育の実績	5	×1.5	15
	財務状況	5		
3. 運営体制	必要な保育士・看護師の確保体制	5	×2.0	20
	利用者ニーズ、苦情への対応方法、オンライン予約	5		
4. 安全・衛生管理体制	安全管理に対する考え方、体制	5	×2.0	30
	衛生管理に対応の考え方	5		
	食育・保育内容に対する考え方	5		
5. その他	保護者対応、保護者との信頼関係	5	×1.0	15
	委託料提案金額（見積額）	5	×2.0	
合計		65		100

(3) 契約候補者の決定

ア 本審査における評価の高い事業者を、契約候補者として決定します。

イ 決定後に、契約の詳細について調整します。

(4) 選定結果の通知・公表

ア 選定結果については、応募者全員に文書で通知します。

イ 契約候補者の選定結果は、11月下旬に公表する予定です。

(5) 応募届の無効

下記事項に該当する場合は、応募を無効とします。

- ア 提出書類に虚偽又は不正があったと稲城市立病院又は稲城市（以下「市」という。）が認めたとき。
- イ 提出書類受付期間内までに所定の書類が調わなかったとき。
- ウ その他不正な行為があったと市が認めたとき。

6 留意事項

- (1) 提出書類の作成にあたっては、関係法令を遵守してください。
- (2) 市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。
- (3) 市が必要と認める場合は、応募者が運営する施設の実地調査を行います。
- (4) 提出書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、市が本案件のプロポーザルに関する報告又は公表等のために必要と認める場合は、応募者の承諾を得ずに、提出書類を無償で使用し又は公表することができるものとします。
- (5) 提出書類は理由の如何にかかわらず返却しません。
- (6) 応募に関する費用は、すべて応募者の負担とします。
- (7) 市が提供する資料は、申請にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。
- (8) 契約候補者が、この要項に定める基本的な事項に反した場合は、受託者に指定しないことがあります。

7 業務に関する問い合わせ先

①稲城市立病院院内保育室運營業務委託	②稲城市病児・病後児保育事業運営委託
稲城市立病院事務部管理課 〒206-0801 稲城市大丸1171番地 電話 : 042-377-0931 F A X : 042-379-1310	稲城市役所子ども福祉部 子育て支援課保育・幼稚園係 〒206-8601 稲城市東長沼2111番地 電話 : 042-378-2111 (内線239) F A X : 042-378-5677 メール : hoiku@city.inagi.lg.jp

8 プロポーザルの内容に関する問い合わせ先及び書類等の提出先

稲城市立病院事務部管理課

〒206-0801 稲城市大丸1171番地

受付時間：午前9時から午後5時（土・日・祝日を除く）

電話 : 042-377-0931

F A X : 042-379-1310

メール : info@hospital.inagi.tokyo.jp